

2008年5月8日

内閣府国民生活局

「生活安心プロジェクト」(行政のあり方の総点検)

意見募集担当 御中

日本生活協同組合連合会

『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて』に対する意見

消費者・生活者を主役とした社会を実現するために進められている「生活安心プロジェクト」の取り組みに関しては、「くらしの安全・安心の実現」をめざす生活協同組合としても大いに期待しており、この間の精力的な論議に敬意を表します。消費者重視社会の実現に向けて、以下の対応が必要と考えます。

1. 消費者行政の総論部分について

(1) 消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性について(論点番号1、2 関連)

消費者・生活者を主役とした行政への転換は必要です。

なお、2003年の食品安全基本法制定・食品衛生法改正以降、食品安全行政は大きく前進し、リスク分析の考え方の導入や食品安全委員会の設置、食品安全委員会や農林水産省・厚生労働省によるリスクコミュニケーションの進展など、改善が進んでいます。また、2004年の消費者基本法制定以降、消費者基本計画の策定、消費者団体訴訟制度の実現、特定商取引法の執行強化や法改正の動きも進展しています。しかし、実効性の確保については今後の取り組みに課題を残すなど、消費者行政は改革の途上にあります。従来行政を一律に否定するのではなく、これまでの前進点は明確に評価したうえで、「消費者・生活者を主役とした行政」の実現に向けてさらなる改善をはかっていくことが必要と考えます。

(2) 消費者行政の司令塔としての「新組織」の設置について(論点番号13、14、15、16 関連)

消費者被害の未然・拡大防止や消費者支援機能の強化のために、「消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ『新組織』」の設置に賛成します。

「新組織」は消費者行政における司令塔として、消費者基本計画等を活用した総合的な評価・監視など、消費者行政全体に目配りし、強い権限のもと各省庁に勧告を行うなどの業務を実効的に行っていく必要があります。このような消費者のくらしに資する「新組織」を実現する必要がありますが、「新組織」の設置にあたっては、「新組織」と各省庁の間でタテ割りが生じないようにすることや、「新組織」を設置したことによりかえって各省庁が産業育成視点に特化し、消費者視点を省みない事態にならないようにすることに留意すべきと考えます。

(3) 各省庁における産業振興担当と消費者担当の分離等について(論点番号9 関連)

「府省庁における産業振興担当と消費者・生活者担当の分離」「消費者・生活者担当、執行担当の専門性・実効性を高める」という提言に賛成します。

「消費者・生活者を主役とした行政」の実現のためには、「新組織」の設置とともに、日常的な個別施策の実施を担う各省庁が消費者の視点に立つことが重要になります。ついては、各省庁において、消費者視点からの政策立案・執行を行う消費者政策専任セクションを設け、同セクションが消費者の視点で省にかかわる政策起案・執行を行うとともに、同セクションが省内の産業育成部局に対して、消費者の視点に立つ

て施策（許認可権限の行使や事業者指導等）を行うよう促していく仕組みをつくる必要があります。

（４）食品安全行政を司る組織と「新組織」との関係について（論点番号 65 関連）

食品安全行政における「新組織」の役割については、食品安全に関する各省庁（食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）と連携をとりながら、所管省庁が明らかでない課題や、今までに発生したことのない新しい課題について情報を収集し、勧告を通じて適切な省庁に課題に対応させることが重要です。食品安全に関する各省庁は研究所や技術者などの専門性や蓄積された知見を有しており、こうした科学的専門性を活用していくことが引き続き重要です。

なお、食品安全行政においては、リスク評価機関とリスク管理機関が異なる省庁にあることが、科学的に裏付けられた「安全・安心」の確保のために必要であり、日常的にはこの機能の切り分けは今後とも維持されるべきものと考えます。そのうえで、「新組織」は各省庁に対して勧告を行うなど強い権限を発揮していくことが必要です。

（５）今後の進め方について（論点番号 108 関連）

今回の報告書には、各論部分についても踏み込んだ内容が多数含まれていることもあり、この具体化に向けては、作業工程表を策定し、進捗について検証・評価を行うことが必要です。作業工程表の策定や具体化において、消費者意見の反映を行うことも重要です。

また、報告書でも触れられているように、「行政のあり方の総点検」については、今回の取り組みを一時的なものとするのではなく、第２次・第３次計画を策定するなどして総点検を制度化し、継続的に検討を進めていくことが必要です。

くらしの安全・安心の実現に向けて、引き続き消費者重視の立場から政策検討・推進を行うよう要望いたします。

2. 消費者行政の各論部分について

（１）適格消費者団体への財政支援について（論点番号 5 関連）

消費者団体訴訟制度は消費者被害の未然防止・拡大防止という公益性の高い制度であり、こうした制度趣旨にかんがみ、行政による財政的な支援に賛成します。

支援のあり方としては、用途を限定しない形での財政支援のほか、行政が事業者から違法利得を剥奪する仕組みがあわせて検討される必要があると考えますが、ここで行政が没収した資金を適格消費者団体へ提供することなども検討すべきと考えます。

（２）社会人・高齢者向け消費者教育について（論点番号 7 関連）

消費者基本法のもとで消費者の位置付けが自立した主体に転換される一方、依然として幅広い世代にわたり消費者被害が急増している現状も踏まえると、とりわけ成人教育が重要です。内閣府においては消費者教育の体系化が進められ、「消費者教育ポータルサイト」の作成なども行われていますが、行政においては「新組織」が消費者教育についても各省庁に対する勧告権などの権限を有したうえで、省庁横断的に消費者教育に取り組むことが重要です。さらに、消費者団体や事業者団体による消費者教育、事業者による従業員教育など、民間の力を通じた消費者教育についても促進する必要があります。こうした取り組みを推進する一環として、行政が消費者団体を支援することも検討されるべきと考えます。

（３）消費者基本計画について（論点番号 16 関連）

前述したように、「新組織」が消費者基本計画等を活用し、幅広く評価・監視を行

うことは必要と考えます。

ただし、消費者基本計画の検証・評価・監視作業の工程については見直す必要があります。現行の検証・評価・監視作業は、例年4～7月に行われていますが、この時期にはすでに各省庁の新年度施策がスタートしており、各省庁への実効的な影響力は持ち難い運用となっています。こうした点を踏まえ、各省庁の施策に対して実効的に意見提示・勧告等を行える仕組みに改める必要があると考えます。

（４）地方自治体の消費者行政について（論点番号 26、27 関連）

消費生活センターも含めた地方自治体の消費者行政の環境整備に賛成です。

消費者被害が悪質・巧妙化し、トラブルの処理困難事例が増加していますが、消費生活センターも含めた地方自治体の消費者行政は、消費者行政予算が大幅に削られており、消費生活センターによるあっせんや調停も十分に行われていない状況です。消費者相談件数が増える一方で相談機能が縮小していること、専門資格を持たないスタッフが增多していることも問題です。また、都道府県にも法執行権限のある特定商取引法や景品表示法、消費生活条例などに基づく取締りも、都道府県ごとに大きな差があり、多くの県ではほとんど執行されていないことは問題です。

こうした専門性を有する人材・予算の確保や、消費者相談の中から得た知見を執行に生かす仕組みづくりなどの点について、地方自治体のみならず国としても環境整備に努めることが必要です。

なお、地方自治体の消費者行政について、各自治体が創意工夫して運用することは大切ですが、自治体間で行政サービス格差が生じていることについては住民も認識を深めておくことが重要であり、そうした実態についての資料を住民への判断材料として国が提供すべきと考えます。

（５）消費者団体の政策形成過程への参画（イギリスのスーパーコンプレインツ制度）について（論点番号 50 関連）

消費者団体の政策形成過程への参画は重要であり、意見の内容に賛成です。

具体的にはイギリスのスーパーコンプレインツ制度のように、一定の消費者団体が意見を提出した場合に、行政機関に対して、意見に対する対応方針を明らかにするなどの対応を義務づける仕組みが必要です。

（６）消費者相談窓口について（論点番号 51、52 関連）

消費者にとって分かりやすい相談窓口が整備されることは必要であり、寄せられた相談について、消費者救済と行政の情報収集の両面の機能が果たされることが必要です。そのために、消費生活センターの法的な位置付け等も含めた体制強化は必要と考えます。

（７）食品安全の確保のための検査・監視体制の強化について（論点番号 62 関連）

フードチェーンにおける安全管理のあり方は重要であり、検査・監視体制の強化の方策について検討することは賛成です。ただし、故意の異物混入など、通常の生産工程で想定されないようなリスクに対しては、検査・監視体制の強化だけでは防御しきれず、情報の迅速な収集・分析・判断の仕組みづくりや、被害拡大防止措置についてもあわせて検討すべきと考えます。

（８）食品表示に関する一般法制定について（論点番号 68 関連）

食品表示に関する一般法を検討することに賛成します。

あわせて、事業者への指導・監督体制と、表示内容を科学的に保証するしくみを構築することが必要です。現在の監視体制は、厚生労働省による食品衛生監視員、農林水産省によるJAS法に基づく監視員、公正取引委員会による景品表示法および公正取引規約に基づく監視員と、3つの省庁にわかれて監視が行われています。これらの監視体制を一元化し、人員の育成と配置を行うなど、体制の整備強化をはかることが必要です。

(9) 食品の期限表示について（論点番号 70、72 関連）

「賞味期限」および「消費期限」は、それぞれ意味が異なる用語であり、今後ともこの仕分けは維持しておくべきと考えます。報告書本文に指摘があるとおり、期限表示の名称と意味について、消費者に誤解を生じさせないよう普及活動を行うことを優先課題とするべきです。

(10) 加工食品の原料原産地表示について（論点番号 74 関連）

加工食品の原料原産地表示について、対象範囲を検討することに賛成します。ただし、原材料数が多いこと、原材料の生産・調達状況により産地が随時変動するものも多いことなど、現在の加工食品をめぐる実情を考えると、包材に表示すべき項目を増やすことは困難な場合があります。店頭表示やインターネットを活用した表示など、様々な方法で食品に関する情報を提供する手法の検討を望みます。

(11) 消費者団体訴訟制度への損害賠償請求権導入について（論点番号 95 関連）

消費者被害の実質的救済のために必要な制度であり、賛成です。

(12) 事業者からの違法な利得剥奪の仕組みについて（論点番号 87～94 関連）

消費者団体訴訟制度への損害賠償請求権導入同様、事業者の「やり得」防止・違法な利得剥奪のために、いずれの制度にも賛成です。

なお、今回の意見募集は、論点番号 43・44 で挙げられた方式を実践されていますが、こうした方式をとったことや、賛成または反対といった尋ね方をしたことについて、振り返りを行うことが必要と考えます。

以上

